

告示

埼玉県告示第六百十二号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和六年五月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年八月二十八日（水）	さいたま共済会館（埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号）

二 試験科目

- イ 衛生法規
- ロ 公衆衛生学
- ハ 食品学
- ニ 食品衛生学
- ホ 栄養学
- ヘ 製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する提出書類の電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページ及び受験案内については、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/seikashiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

ロ 受付期間

令和六年六月十七日（月）午前八時三十分から六月二十八日（金）午後十一時五十分まで

五 試験手数料

九千六百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表

令和六年十月二日（水）午前九時三十分から十一月一日（金）午後五時まで埼玉

玉県保健医療政策課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eis-eishiken/seikashiken/h30/goannai.html>) に掲載する。

七 その他

身体に障がいがある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県製菓衛生師試験センター（〇四八―九一二―〇七〇三）までお問い合わせください。